

根室市農業委員会委員の募集について

農業委員会委員の任命については、あらかじめ地域の農業者や農業団体等から推薦していただくと同時に、農業者に限らず広く一般に公募することとなっており、その結果により市長が任命する仕組みとなっております。

つきましては、令和8年7月29日付けで根室市農業委員会委員を選任することとなりましたので、農業に関する識見を有し農地等の利用の最適化の推進に関する事項及び農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができると見込まれる方の推薦又は募集を行います。

具体的な業務と募集方法につきましては、次のとおりです。

1 農業委員会委員の業務

(1) 農地法等の権限事務について審査及び決定を行います。

農業委員会総会、研修会等へ出席し、農地法等の権限に属された事項の審議を行います。

(2) 農地等の利用の最適化の推進を実施します。(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)

(3) 法人化その他の農業経営の合理化に関する事務を実施します。

(4) 農業一般に関する調査及び情報の提供の事務を実施します。

(5) 農地利用最適化推進委員の業務を兼務します。(担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動)

2 推薦及び募集について

(1) 地区からの推薦

農業者等3名以上が連名し、代表者が文書をもって推薦します。

(2) 団体等からの推薦

農業者の組織する団体等の代表者が文書をもって推薦します。

(3) 一般募集

3 農業委員会委員の数

11名

4 推薦・募集の資格

- (1) 農業委員会等に関する法律第8条第4項に規定する者でないこと。
- (2) 市内に住所を有する者を基本に、根室市の農業に精通し、並びに地域農業の振興及び発展に意欲のあるものとする。ただし、市長が特に認める場合にあっては、この限りでない。

5 応募書類

該当する次の書類に必要事項を記載して、根室市農業委員会事務局へ提出してください。

- (1) 根室市農業委員会委員候補者推薦届出書（別記様式第1号又は第2号）
- (2) 根室市農業委員会委員応募届出書（別記様式第3号）
- (3) 根室市農業委員会委員候補者承諾書（別記様式第4号）

書類の請求については根室市農業委員会事務局にご連絡いただくか、若しくは、根室市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

6 応募書類の提出

根室市農業委員会事務局へ直接お持ちいただくか、郵送により提出してください。

※ファックス及び電子メールを除く提出といたします。

郵送の場合の送付先

〒087-8711 根室市常盤町2丁目27番地

根室市農業委員会事務局 宛

7 推薦・応募の期間

令和8年3月2日（月）午前8時50分から令和8年3月31日（火）
午後5時30分までに必着（郵送の場合は、消印有効）

8 選任方法

推薦・応募の理由、年齢、性別、地域等を考慮し、根室市農業委員会委員候補者評価委員会において、書類審査及び必要に応じて面接審査を実施し、その評価結果を市長に報告し、市長が議会の同意を得て選任します。

9 農業委員会委員の任期

令和8年7月29日から令和11年7月28日までの3年間

10 身分及び報酬

委員は非常勤の地方公務員であるため、公務に従事することに対する報酬の支給と職務の執行に必要な費用（旅費等）の弁償を受けます。報酬及び旅費の支給基準は市の条例によります。

- (1) 身分は根室市特別職の非常勤職員
- (2) 委員報酬は年額414,000円

11 申込者等に関する情報の公表

法令に基づき、受付期間の中間（3月中旬頃）及び終了後（4月上旬頃）に申込者等に関する以下の情報を公表します。

- (1) 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人、団体等）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 被推薦者又は応募者が認定農業者又はそれに準ずる者であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由

12 お問い合わせ

〒087-8711 根室市常盤町2丁目27番地
根室市農業委員会事務局
電話 0153-23-6111（内線2281）
ファックス 0153-24-8692